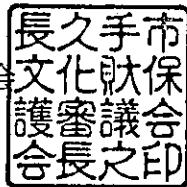


令和6年8月27日

長久手市教育委員会
教育長 大澤孝明 様

長久手市文化財保護審議会
会長 杉野 丞



古民家の保護及び活用方法について（答申）

令和6年6月11日付け6長生第133号で諮問がありました「古民家の保護及び活用方法」について、本審議会において審議した結果を下記のとおり答申いたします。

記

1 古民家の保護について

古民家（旧加藤家住宅）は、文化財保護法に基づく、指定及び登録有形文化財ではないものの、建築学的に歴史的建造物として価値が認められ、国・県においても同様の評価を得ている。また、明治24年の濃尾地震後、現地に移築されてから現代までの暮らしを知り得る住居として、民俗学的な価値も認められている。これらの学術的価値に鑑み、市の歴史的遺産として大切に保護すること。なお、当民家は再現することが容易でない尾張、西三河地方の伝統的な鳥居建て形式の農家であることを踏まえ、その造形の規範となる箇所を後世に継承するため、建物の移築作業の記録を残すこと。

2 古民家の移築方法について

- (1) 「古戦場公園再整備基本計画」に基づいて、古戦場公園の西側ゾーンに当民家を移築するとともに、建物の方位に留意し、前庭等の周辺環境を整備すること。
- (2) 「部材を再利用するという我が国特有の建造物の保存」の視点を尊重し、関連法令を遵守し、民家の外観及び鳥居建て形式の部材を中心に建物の古材を出来る限り修復して再利用する移築方法とすること。
- (3) 市民に古民家を広く周知し、愛着を持って活用してもらうため、可能な範囲で市民が移築作業に参加できるよう取り組むこと。

3 古民家の活用方法について

市民に広く公開することで伝統・文化の継承に寄与し、子ども達が四季の伝統行事、草鞋作り、薪割り、クドの料理体験を行う等、長久手の昔の暮らしを学習する機会を設け、一般の文化活動にも活用できるよう取り組むこと。また、古民家が使用された時代の生活の記憶を残す工夫をすること。